

## 組織内弁護士

### 1 組織内弁護士の現状

弁護士職務基本規定 50 条 1 項において、「組織内弁護士」とは、「官公署又は公私の団体において職員若しくは使用人となり、又は取締役、理事その他の役員となっている弁護士」をいものとされている。

弁護士白書 2024 年版によれば、組織内弁護士のうち、全国の企業内弁護士（企業の従業員、使用人、役員として職を遂行している弁護士）の数は、2024（令和 6）年 6 月 30 日現在で 3,391 人である。これを男女別にみると、女性が 1,385 人、全体の 40.8% となっており、弁護士全体では女性が 20.0% であることと比較して、企業内弁護士については女性の割合が高い。修習期別では、60 期以降が 2853 人、全体の 84.1% と比較的若手が多くなっている。

以前は、弁護士の独立性の観点から、弁護士が企業の役員や従業員になる場合は許可制とされていたが、2004（平成 16）年の弁護士法 30 条の改正によって、届出制に緩和された。また、企業におけるコンプライアンスやコーポレートガバナンス、リスクマネジメント等への意識の高まりによって、法務部門の強化が求められるようになっており、企業内弁護士の数は年々増加し、10 年前の 2014（平成 26）年と比べても 3 倍近くになっている。東弁においても、会員のうち、企業内弁護士が 1,102 人と全体の 1 割を超えており、社会において組織内弁護士が果たす役割も大きくなっている。

弁護士白書 2024 年版によれば、全国の任期付公務員（法律や条例に基づき、中央省庁等や地方公共団体において、任期付きで採用された公務員）の数は、2024（令和 6）年 6 月 1 日現在で 264 人である。このうち、中央省庁等に勤務する弁護士の数が 147 人、地方公共団体に勤務する弁護士の数が 117 人である。

任期付公務員は、中央省庁等において、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」の施行に伴い、2000（平成 12）年 11 月から導入され、地方公共団体においても、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」の施行に伴い、2002（平成 14）年 7 月からスタートしている。弁護士は、原則として報酬のある公職を兼ねることができなかつたが、2004（平成 16）年 4 月の弁護士法 30 条の改正によって、弁護士が報酬のある公職を兼ねることができるようになった。なお、任期付公務員以外にも、常勤職員として勤務する弁護士がいる。

### 2 組織内弁護士と会務活動

#### (1) 組織内弁護士にとっての会務活動への参加のメリット

組織内弁護士も弁護士であるから、会務活動を負担する義務を負う。東弁でも、原則として年度ごとに委員会活動や法律相談活動、国選弁護（国選付添）活動等の 8 つの活動のうち、少なくとも一つ以上に参加しなければならない（会務活動等に関する会規 2 条 1 項）。

組織内弁護士や所属する組織にとって負担となる義務ではあるが、多くのメリットをもたらすものもある。委員会活動であれば、多くの組織内弁護士や法律事務所の弁護士とのネットワークを構築することができる。他の組織内弁護士から他の組織における取り組み等の情報を収集することができるし、専門的な分野に関する委員会であれば、その分野に関する知見を得ることやその分野に精通した弁護士と知り合うこともできる。これらは組織内弁護士の強みであり、期待される役割の一つでもある。また、様々な立場の弁護士と交流することで、普段は主にビジネスパーソンとして働く組織内弁護士が、自身が弁護士であることの役割や使命を再認識するとともに、弁護士としての倫理観を高めることにもつながる。組織内弁護士には、組織において法務部長やチーフリーガルオフィサー（CLO）を目指す、法律事務所に移籍する、経験を生かして独立する等のキャリアが考えられるが、ロールモデルがまだ少ないともあり、キャリアの選択に悩む組織内弁護士も多いと思われる。多くの弁護士から話を聞くことで、キャリアを考えるためのヒントにもなると思う。

組織の業務以外の自己研鑽は必要となるものの、法律相談活動であれば、組織内弁護士にとって取り扱うことの少ない分野に関する知識や法律相談の技術を得ることができると考えられる。また、国選弁護（国選付添）活動であれば、訴訟活動に関する技術を得られるとともに、そこで身についた適正な手続きという考え方を組織に取り入れることもできる。

会務活動への参加は、組織内弁護士自身のスキルアップやキャリアパスを考えるにあたって役立つだけでなく、入手した情報や知見、技術等を組織に持ち帰ることで、所属する組織にとってもメ

リットとなる。

## (2) 組織内弁護士にとっての会務活動への参加のハードル

日本組織内弁護士協会が2025（令和7）年3月に実施した企業内弁護士に関するアンケートの結果によれば、48.7%が「公益活動は行っていない」と回答している。会務活動に参加しない・参加しにくい理由については、「勤務時間中に参加することが難しい」が55.7%、「関心を持てる会務活動が見当たらない」が25.3%、「子育てや介護などで時間が捻出できない」が20.3%となっており、「所属先から禁止・制限されている」も3.6%となっている。実際、一部の組織では、会務活動の意義が十分に理解されておらず、委員会への参加が業務として認めらないため、勤務時間中に委員会へ参加することが難しいとの声も聞く。会務活動には上記のようなメリットがあるにもかかわらず、所属する組織における会務活動への理解が十分でないことが、特に若手の組織内弁護士にとって会務活動に参加することのハードルになっているものと思われる。

## (3) 弁護士会へ望むこと

コロナ禍をきっかけに委員会の開催にあたってウェブ会議が推進されており、組織内弁護士でも会務活動に参加しやすくなっている。しかし、上記のアンケートの結果のとおり、勤務時間中の参加が難しい、会務活動に関心を持てない、時間を捻出できないとの意見も多く、開催時間や方法、内容等については引き続き検討が必要である。東弁の弁護士業務改革委員会の1部会（インハウス部会）では、平日の19時から弁護士会階の会議室とリモートでのハイブリッドで開催し、株主総会が集中する6月は休会とする等、組織内弁護士が参加しやすいように工夫するとともに、取り扱うテーマもリーガルテックやキャリア、教育・研修等の組織内弁護士にとって役立つものが多くなっている。

会務活動を通して得た知識・経験、養った高い倫理観をもった弁護士が組織で働くことによって、組織のコンプライアンスやコーポレートガバナンス、リスクマネジメントの強化にもつながることになる。組織内弁護士が会務活動に参加しやすくなることで、法の支配を組織において浸透させるという理念の実現にも資することになると思われる。そのためには、特に若手の組織内弁護士が所属する組織に会務活動の意義を理解してもらえるようにサポートしていくことも必要である。例えば、第一東京弁護士会が発行している「企業内弁護士雇用の手引き」のようなものがあれば、所属する組織へ説明をしやすいと思う。弁護士会から組織に対して、組織内弁護士が委員会等の会務活動に参加することのメリットを積極的に発信することで、その理解が促進されていくことも望みたい。

以上